

## 浦安市立中央図書館ファブスペース利用規約

### 1 目的

この規約は、浦安市が設置する浦安市立図書館のファブスペース(以下、「ファブスペース」という。)の利用について、必要な事項を定めます。

### 2 利用日時

火曜日から日曜日及び祝日の午前 10 時から午後5時まで。ただし、中央図書館休館日を除く。

### 3 利用対象

市内在住・在勤・在学中で中学生以上の方

ファブスペースを利用するためには、あらかじめ利用講習会を受講してください。

小学生は、利用資格を持つ保護者(中学生以上)の方と一緒に利用することができます。未就学児の入室は保護者同伴でもできません。

### 4 利用講習会・利用登録証

利用講習会では、ファブスペースの利用方法やルールについて説明します。

本講習会を受講したうえで、ファブスペースの利用を希望する場合は、「ファブスペース利用登録申請書」を提出してください。その際、現住所を確認できる書類(運転免許証、保険証等)をご提示ください。審査後、ファブスペース利用登録証(以下、「利用登録証」という。)を発行します。ファブスペースを利用する際は必ず利用登録証を提示してください。

### 5 使用料・材料費

浦安市教育委員会規則で定める機器(UV プリンタ、レーザーカッター、3D プリンタ、カッティングマシン、卓上製本機、卓上裁断機の 6 種類。以下「デジタルファブリケーション機器等」という。)を使用する際は、使用時間に応じて機器使用料が発生します。

図書館が用意した材料を使用する際には材料費が別途必要です。

機器使用料、材料費の支払いはすべてキャッシュレス決済<sup>※1</sup>で行います。現金の取り扱いはありません。

利用者が提出するファブスペース利用報告書(以下、「利用報告書」という。)に基づいて、機器使用料と材料費を計算します。

機器使用料は、事前の予約時間ではなく、機器の実稼働時間をもとに決定します。

作業終了後、ファブスペース窓口で精算してください。

### 6 利用予約

デジタルファブリケーション機器等の利用に際しては、来庁予約システム、電話又は直接ファブスペース窓口において事前に予約がすることができます。

予約は利用希望日の1か月前から当日まで可能です。30 分を1単位として、1日最長4時間まで予約できます。この場合、機器利用のための準備及び利用開始前の状態(現状)に復するまでに要する時間も予約時間に含まれます。

## 7 利用上の留意事項

- (1) ファブスペースでは、自身で機器を操作し製作することを基本とします。初めて機器を操作する方、機器の操作に不安がある方は機器操作体験会への参加をお奨めします。
- (2) 機器・工具類、作業スペースは譲り合って使用してください。
- (3) 使用中の機器、作業スペースは清潔に保ち、工具類は使用後に必ず元の場所に収納してください。
- (4) 終了時には、利用内容、利用時間、使用料等を記載した利用報告書を提出してください。
- (5) 災害その他の事故等により、ファブスペース及びデジタルファブリケーション機器等が利用できない場合があります。
- (6) ファブスペースは営利目的(作品の販売など)での利用はできません。

## 8 禁止事項

次に該当する行為が認められたときは、直ちにファブスペース利用を禁止します。

- (1) 浦安市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、その他の権利を侵害する行為
- (5) その他、館長が不適切と判断する行為

## 9 利用者資格の取り消し

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、館長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を取り消します。

- (1) 条例や規則、または本規約に違反した場合
- (2) 禁止事項で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) ファブスペースにある機器や備品を誤った使用方法等により破損又は紛失した場合
- (4) その他、利用者として不適切と館長が判断した場合

## 10 免責事項

- (1) 利用者がファブスペースを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、浦安市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)は一切の責任を負いません。
- (2) 利用者がけが等の事故及び損失を負ったときは、教育委員会の責に帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、教育委員会は一切の責任を負いません。

## 11 利用者の損害賠償責任

利用者の責に帰する事由により、教育委員会又は第三者に損害を与えた場合、その利用者が賠償の責を負うものとします。

## 12 本規約の変更

教育委員会は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとします。

この規約は令和6年3月23日から施行します。

## ※1 キャッシュレス決済一覧

- ・クレジットカード: Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、Discover
- ・UnionPay（銀聯）
- ・交通系電子マネー: Suica、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん
- ・iD（NTTドコモ）
- ・QUICPay
- ・QRコード決済: d払い、PayPay、au PAY、楽天ペイ、Alipay+、WeChat Pay、UnionPay（銀聯）QRコード、COIN+、J-coin Pay、Smart Code